原著

政党内閣期における行財政整理と 運動競技の所管問題について

尾川 翔大(日本体育大学スポーツ危機管理研究所)

A historical study on the administration and financial adjustment in the Party Cabinet Era and the issue of jurisdiction of athletic

OGAWA Shota
(Nippon Sport Science University,
Research Institute for Risk Management in Sport)

Abstract

The purpose of this study is to clarify the process of resolving the issue of jurisdiction in "athletic" from discussions of the Administrative Investigative Committee and the Administrative System Council established for examining this issue. The study focuses on the basic direction of administration and financial adjustment in the party cabinet era. Further, the study aims to clarify what meaning has been given to "athletic" through these discussions.

The first Kato Cabinet advanced the selection of the Chief of Cabinet Legislation Bureau in anticipation of the administrative and public finance and further repeated the instructions according to which each ministry and agency are required to follow the leadership of the party government. In the background was the recognition that the organizational system of the administration was complicated and fragmented. Due to this, the first and second Kato Cabinet claimed that the general public were being inconvenienced. The Administrative Investigation Committee was established in anticipation of the fact that these administrative problems had to be solved.

The Administrative Investigation Committee was suitably composed to incorporate the Party Cabinet's intention with respect to the human and organizational aspects. The Chief of Cabinet Legislation Bureau was in a position enabling him to demonstrate initiative at the Administrative Investigation Committee. The decision of the Chief of Cabinet Legislation Bureau coincided with the claim of the first and second Cabinet to emphasize the convenience of the private sector.

From these perspectives, it is possible to understand the deliberations on the jurisdiction of athletic in the Administrative Investigation Committee. This issue was about whether it was the Ministry of Education or the Ministry of Home Affairs was responsible for the athletic outside the school. Opinion of the people related to athletic directed giving the Ministry of Education the jurisdiction of the athletic. In addition, the Ministry of Education insisted on the educational significance of athletic, and the Ministry of Home Affairs insisted on the health significance of athletic. The proposals submitted by the legislative bureau and the remarks of the Chief of Cabinet Legislation Bureau followed opinion of the people related to athletic. The Administrative System Council set up by the Tanaka Cabinet succeeded the deliberation of the Administrative Investigation Committee. The Administrative System Council decided jurisdiction of "athletic" in the Ministry of Education.

The following is a summarization of the above. The Administrative Investigation Committee and the Administrative System Council are a reflection of the intentions of the party cabinet, and the jurisdiction of athletic are determined in accordance with these intentions. In this process, athletic was given educational significance.

はじめに

明治維新以降、日本が近代国家として体制を整える上で、体育・スポーツ政策の主務管庁は、学校体育を中心として文部省の管轄下にあった。1920年代に入ると、学校外の体育すなわち社会体育については文部省だけでなく内務省も関心を示し始めた¹⁾。1924(大正13)年には、内務省主催による第1回明治神宮大会²⁾の開催、文部省による全国体育デーの実施、文部省と内務省の両大臣名によるオリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付がなされた³⁾。このように、体育・スポーツ政策は一省庁の枠を超えて拡大していくこととなる。

そのことがまた、主務官庁をどちらが握るかという省庁間の争いを生みだした。1924(大正13)年の文部省による全国体育デーの実施は、内務省が新たに明治神宮大会を創出したことへの対抗的措置であり⁴⁾、実際に1926(大正15)年の第3回明治神宮大会に対しては、学生参加を制限するという文部省の妨害があった⁵⁾。また、オリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付が文部省と内務省の両大臣名によるものになったことは、両省の予算獲得をめぐる争いに対する一時的な妥協策であった⁶⁾。このように、1920年代には、体育・スポーツ政策が学校だけでなく社会体育領域においても急速に拡大していき、その過程で省庁間のセクショナリズムが生まれたのである。

他方、1918(大正 7)年 9 月29日、日本で初の本格的な政党内閣といわれる政友会の原内閣が組閣された。原は、「政友会の改良と、官僚勢力の親政友会化を通して党勢を強化し、それをもって政界を縦断して、政党政治の発展を促そう」⁷⁾とした。政党政治の発展を志向するとき、政党および政党政治家にとって自らの支持基盤を広げ、多くの有権者から支持を得ることが不可欠である。それゆえ、政党政治の下で具体化される施策は、民意の調達という側面が重要性を帯びていく。こうした原内閣の意図を背景の一つとしつつ、1920年代は政策をめぐる権力状況が再編されていくこ

ととなる⁸⁾。それはまた、政党が日本の政治行政の中での重要性を高め、統治構造の中で統合の主体となる過程とも不可分であり、都市化や大衆化の進展の中で新しい政治課題やこれまでにない行政需要が生まれ、これらに対応すべき官僚制そのものが分立化・専門化を顕著にしていくことでもある⁹⁾。

こうしたことへの具体的な対応として、1924 (大正13) 年7月、政党内閣期10) の幕開けとし て位置づけられる憲政会の第一次加藤内閣の下、 行財政整理を目的の一つとする行政財政整理委員 会が発足した。その後、行政財政整理委員会を引 き継ぐ形で、1925 (大正14) 年5月、第二次加藤 内閣によって総理大臣の諮問機関である行政調査 会が設置された。行政調査会は、行政改革につい て全般的に議論する場であったが、省庁間の権限 を整理することが目的の一つに据えられ、そこで は複数の省庁に跨る所管を一つに絞るという基本 方針があった。同様の行政改革は、1927(昭和2) 年4月20日、政友会の田中義一内閣が組閣されて からも田中を会長とする行政制度審議会において 継続した。こうした政党内閣期における行政改革 全般は、行政調査会と行政制度審議会に見出す ことができる11)。したがって、文部省と内務省に よって二元的に展開されてきた体育・スポーツ政 策は、政党内閣期における行財政再編に組み込ま れていくことになる。

これまでになされた行政調査会における体育・スポーツ政策の所管問題を取り上げたものは、橋口、坂上の研究を挙げることができる。橋口¹²⁾ は、第一次世界大戦前後から日本の社会教育の体制が再編されていくという観点から、行政調査会における文部省と内務省のセクショナリズムを取り上げている。橋口は、行政調査会において、文部省と内務省の間で(1)「教化団体・青年団・処女会ニ関スル事項」、(2)「体育(運動競技ヲ包含ス)ニ関スル事項」、(3)「感化教育ニ関スル事項」、(5)「史跡名勝天然記念物ニ関スル事項」の五項目が行政権上の問題として取り上げられたこと、

そして、(1) と (2) の事項が文部省の所管とされ、社会教育政策が再編されていくプロセスと意味合いを分析している¹³⁾。このような観点は、第一次世界大戦以降の行財政整理という意味において本稿と重なるものであるが、政党内閣期における行財政再編については論点から外されている。

また、坂上14)は、1920年の初頭より始まる文 部省と内務省のスポーツ政策の所管をめぐる両省 のセクショナリズムを描き出した上で、行政調査 会における審議内容を検討している。坂上は、行 政調査会における審議過程を示しつつ、スポーツ 政策の所管問題を左右した最も大きな要因を明 治神宮大会に求めている。すなわち、「内務省に とって、運動競技の所官庁としての存在をもっと も強烈にアピールしたのは、この年(1924年一引 用者注)の十月に開催された明治神宮競技大会」 であり、「文部省にとっては、相当のダメージで あったことは確実である | が、これに対して、文 部省は1926 (大正15) 年に明治神宮大会の出場者 の過半数を占める学生の参加を制限する訓令を発 し、「文部省にとってそれは単なる感情レベルの 問題ではなく、運動競技の所管をめぐる対決のひ とつの切り札としてなされたものであり、文部省 の勝利を決定づける有効な手段であったとみるべ きであろう」という見解である。運動競技の所管 をめぐるセクショナリズムと明治神宮大会をめぐ るセクショナリズムに表裏の関係をみる坂上の 主張は、明治神宮大会に焦点を当てた木下の見 解¹⁵⁾ を踏まえたものと考えられるが、それを行 政調査会の審議内容と結びつけて論じたところに その研究史上の意義がある。しかしながら、坂上 の研究においては、これらの動向と政党内閣期に おける行財政再編との関連性については触れられ ていない。

ここで挙げた二つの研究は、ともに文部省と内 務省に着目して体育・スポーツ政策の所管争いを 論じている。とりわけ坂上の研究では、明治神宮 大会への学生参加を制限したことで文部省の体 育・スポーツ政策に関する影響力が改めて明らか になったこと、またそれが所管争いにおける文部 省の勝利につながっている可能性が指摘されている。しかし、行政調査会の議論では当初から文部省が優勢だったわけではない。もちろん学生の競技者が体育・スポーツの主軸だったという理由はあるにせよ、行財政整理では所管を一つに絞るという基本方針があったという点が重要である。つまり、体育・スポーツ政策の所管をいずれにするのか、という問題は政党内閣期における行財政整理の基本方針に影響を受けつつ結論を導き出したと考えられる。

第一次世界大戦以降、行財政再編がなされてい く過程で、二省間のセクショナリズムは二省間の 協議によって対応することを原則としつつも、内 閣レベルの調査・計画活動がより高次の意思決定 過程として重視されていくのである¹⁶⁾。したがっ て、内閣直属の機関として設置された行政調査会 や行政制度審議会における議論は、行財政再編に 対して少なからぬ影響力をもっていたと考えられ る。その構想では、政友会と憲政会ともに一貫し て「能率増進 | を追及していった¹⁷⁾。また、この 間、省庁間の権限争議への対処が共通した課題の 一つであった。このようなことから、政党内閣期 における行財政整理は、1920年代における社会変 動の中、能率増進かつ民意の調達という方向性に 基づいて進められていくと考えられる。こうした 方向性は、行政調査会と行政制度審議会の審議事 項となる体育・スポーツ政策に対しても影響を及 ぼすのではないだろうか。また、政党内閣期にお ける行財政再編が進められていく中で、具体的な 議論を展開したのは法制局長官や省庁の幹部たち である。このような地位に就く人びとの発言や判 断は、自らの所属する組織や関係深い組織から影 響を受ける。特に、行財政整理は政党内閣期に進 められたために、そこで出される基本的な方向性 に沿うことができる個人が主導者として登用され ていく。そのような個人は、政党内閣期における 行財政整理の基本的方向性に沿って審議を進めて いくこととなる。以上のことから、体育・スポー ツ政策の所管問題を論じるためには政党内閣期に おける行財政再編の基本的方向性を踏まえつつ、

それに関わる個々人に着目しながら審議の内容を 検討する必要があるといえよう。

ところで、ここまで本稿では1920年代における 一連の体育・スポーツ政策を俯瞰しながら所管問 題を俎上に載せてきた。それゆえ、体育とスポー ツを包括する概念として「体育・スポーツ」を用 いてきた。しかし、本論で示されるように、行政 調査会と行政制度審議会において審議される際の 論点の一つは、「運動競技 | をどのように意味づ けるのかである。それゆえ、行政調査会と行政制 度審議会に焦点を当てようとする本稿では、所管 問題をめぐる議論の中で「運動競技」にどのよう な意味が付与されていったのかを浮かび上がらせ るためにも、「運動競技」に関する議論に着目す る¹⁸⁾。運動競技は、1920年代に入るころには学校 にとどまらず、社会一般にも徐々に浸透し、オリ ンピックを始めとする国際的な競技会から一般国 民の体力向上を意図したものまで範囲を広げてい た。文部省と内務省の所管争いは、「体育・スポー ツ政策 | 全般に関わるが、特にこの時期に議論さ れたのは新たに広がりをみせる「運動競技」の所 管についてであった。

そこで本研究では、政党内閣期の行財政整理の 基本的方向性をふまえ、その検討機関として設置 された行政調査会と行政制度審議会の議論から 「運動競技」の所管問題解決へのプロセスを明ら かにすること、また、その議論によって「運動競 技」にどのような意味が付与されたのかを明らか にすることを目的とする。

1. 行政調査会の設置とその意図

1924(大正13)年6月11日に組閣された第一次加藤内閣は、選挙中から綱紀粛正¹⁹⁾、普通選挙法の制定、行財政整理を三大政策として公約に掲げていた²⁰⁾。そのため組閣後、行財政整理で役割の大きい法制局長官に元内務次官の塚本清治をあてた。加藤高明の研究を飛躍的に向上させた奈良岡は、塚本が抜擢された理由について、手堅い事務能力と行財政整理の経緯を知っている点にあると推定している²¹⁾。法制局長官は、政党内閣が施策

を行っていく上で重要であり、行財政整理を展開していく上にも作用する。法制局長官は、1925 (大正14) 年8月10日、山川端夫に代わることになるが、後述するように、行政調査会において主導性を発揮する重要なポストであった。

第一次加藤内閣の行財政整理は素早かった。組閣直後の6月24日、内閣訓令号外として「綱紀肅正に關する訓示」²²⁾を各省庁に発し「綱紀の肅正は固より官民一致之に當べきものありと雖官務を奉ずる者皆能く率先して官紀の振肅を實現し進で一般綱紀の肅正に資するは其の必要殊に緊切なるを感ず」と述べている。このような主張は、翌7月16日に各省次官宛てに発せられた「官紀振肅ニ関シ訓諭」²³⁾と通じるものがあり、繰り返し訓示されていくこととなる。それは、民間の倹約のために官側が模範となるよう求めると共に、各省庁に政党内閣の指導に従うことを求めたものでもあった²⁴⁾。

このような訓示を加藤内閣が行った背景には、 錯綜した行財政組織の問題があり、この点につい て加藤は以下のように述べている²⁵⁾。

今日ノ行政組織ヲ見ルニ各所管毎ニ部アリ局 アリ又課アリ係アリ局課愈々分岐シテ組織愈々 密ヲ極メ宛然一個ノ「ピラミッド」状ヲ成セリ 是ヲ以テ一般公衆ハ所管ヲ尋ネテ右往左往大ニ 惑ヒ不便ヲ関スルコト尠カラス之レ亦今日ノ行 政組織ニ伴フ弊害ノーナリ

ここで問題視されている大きな点は、省内で権限が分化し、一般公衆が不便を被っていることである。そのため、「一般公衆ノ利便ヲ増進スルコトヲ得ヘシ」という点からの改革を求めている。このことは、政党政治における民意の調達という側面の表われと見ることができるだろう。

このように、加藤内閣は行財政整理のための方向性を示した上で、1925 (大正14) 年5月に行政調査会を設置した。その行政調査会第1回会議の挨拶において、「政府ノ意ノ存スル所」として、行政における問題点を列挙し、次のように述べて

いる2600

行政ヲ釐革シ事務ノ敏捷能率ノ増進ヲ期スル 上ニ於テ遺憾ナカラ尚未タ改良ノ餘地乏シクナ イコトヲ認ムルノテアリマス之ニ加フルニ社會 ノ急激ナル進歩ニ應シテ施設スへキ新ナル行政 事項カ是亦甚タ少ナクナイト考フルノテアリマ ス。

また、「事務ノ敏捷能率ノ増進」する必要性と 「社會ノ急激ナル進歩」を踏まえて行政調査会設 置の趣旨を次のように述べている²⁷⁾。

而シテ事多ノ各省行政事務ニ關聯シ共同調査 ノ必要カアリマスノテ今回特ニ内閣ニ行政調査 會ヲ設ケ行政事務一般ニ亘リテ諸君ノ調査審議 ヲ煩ハサムトスル次第テアリマス。

さらに、「調査審議ヲ要スヘキ事項ハ各廳ニ亘リテ固ヨリ數多キコトト考ヘマスカ次ノ数項ハ最モ時弊ニ中ルモノ」として、7項目を挙げている。中でも、省庁間における権限争議はその内の一つとして重要な課題であることを次のように述べている²⁸⁾。

各廳間ノ権限相互ニ錯綜紛淆シ時ニ積極又ハ 消極ノ権限争議相生シ荏莆久シキニ亘リテ決セ ス又同一官廳内ニ於テモ局課多岐ニ分レ事務ノ 澁滞ヲ来スト共ニ民間ニ不便ヲ與フルモノ尠ク ナイノテアリマスカラ之カ系統ヲ正シ其ノ組織 ヲ簡明ナラシメネハナラヌノテアリマス。

このように加藤によって行政調査会における行政再編の趣旨が説明されているが、行政調査会における「行政調査會設置理由」として「目下行政部内ノ處務ノ状況ヲ看ルニ改善ヲ要スヘキモノ」が12項目挙げられている²⁹⁾。このなかで、権限争議に関連してくるものとして、「三、各廳局課ノ按配甚シク多岐ニ分レ繁文ノ虞アルヲ以テ之ヲ整理スルコト」「四、各廳間ノ権限相互錯綜セルモ

ノ多ク之ヲ整理スルノ要アルコト」「六、各官廳官吏ノ年末賞典ノ類ニ付各省間ニ統一ヲ圖ルノ要アルコト」「九、各官廳ノ許可認可ヲ要スルモノ繁多ニ渉リ之カ整理ノ必要ナルコト」³⁰⁾ を挙げることができる³¹⁾。

行政調査会の機構は、委員会と幹事会からなり、発足時の委員会は、内務大臣(座長)、司法大臣、内閣書記長官、法制局長官、大蔵政務次官、農林政務次官、逓信政務次官、各省の次官11名からなっていた³²⁾。幹事会は、法制局長官(幹事長)、各省の局長クラス15名からなっていた³³⁾。ここで見逃せないことは、法制局長官が幹事長を務めたことである。ここから、内閣に設置された行政調査会における主導権を発揮しやすくし、行財政整理の具体的な項目に加藤内閣の意向を反映させようという意図があったものと考えられる。そのことはまた、行政調査会の委員会と幹事会の両方に出席できるのは、法制局長官だけであったことからも伺うことができる。

なお、行政調査会の議事・調査の方法は「先ツ 幹事會ニ於テ原案ヲ作成シ之ヲ委員ノ議ニ付シテ 決定致ス」³⁴⁾とされた。そして、幹事長が幹事会 の「提案ヲ分類整理」をして「草案ヲ作製シテ委 員會ニ提出」することとされた³⁵⁾。

2. 運動競技の所管問題の争点

1925(大正14)年5月27日、行政調査会第3回幹事会が開催された。この日の議題は「各省權限 争議ニ關スル事項」³⁶⁾とされた。その中の一つとして大蔵省の河田幹事は、「体育、社會教化ニ関スル内務文部両省間ノ権限ヲ決定スルコト」を提案した³⁷⁾。ここで、大蔵省が体育の所管問題に関する議題を提案した理由は、そのセクショナリズムの一つが1924(大正13)年のパリ・オリンピックへの選手派遣費という予算の獲得をめぐるものであったためと考えられる³⁸⁾。つまり、大蔵省は、運動競技に関わる所管問題と密接な関係性をもっているのである。この大蔵省の提案は、行政調査会において、運動競技に関わる事項が俎上に載せられた最初である。

大蔵省の河田幹事は体育を取り上げる理由として、「体育ト運動競技トハ密接ナル関係アリ運動競技ハ社會風土上ニ重大ナル関係アル」ことと、

「従来我国ノ運動競技ハ主トシテ学生ニ限ラレタル観アリシカ近来漸ク一般的二普及スルノ傾向著シク為メニ單ニ体育問題トノミニ観難キ現象トナリ来レリ」ことを挙げている³⁹⁾。大蔵省の見解は、運動競技が、学校教育に限られた問題ではなく社会的な問題であることを指摘しているといえよう。それゆえ、運動競技を巡る文部省と内務省のセクショナリズムは、学校外のそれをどちらが所管するのかが争点とされていくことになる。

この日、内務省の潮幹事は「一般國民ノ体育ナル故ニ内務省衞生局ノ主管トスへキモノトノ主義ヲ採用シ来レル旨ヲ述へ」、一方の文部省の粟屋幹事は「文部省トシテハ學校以外ノ教育モ其ノ所管ト考フルカ故ニ体育ニ関スル事項ハ總テ文部省ノ所管トスへキ旨ヲ述フ」のであった400。文部省は、運動競技を教育的なものとして捉え、内務省は運動競技を衛生局が担うことから保健衛生的なものとして捉えつつ、それぞれが学校外の運動競技の主管庁であることを主張しているのである。

この日の審議は大蔵省からの提案にとどめられ、後日、文部省と内務省の各幹事より、運動競技を所管する理由の「詳細ナル説明書ヲ提出スルコトニ沢ス」とされた⁴¹⁾。5月30日の第4回幹事会の議題は、前回の幹事会に引き続き「各省權限爭議ニ関スル事項」⁴²⁾とされた。ここで、「体育ニ関スル問題及社會教化ニ関スル問題ハ内務、文部、大蔵ノ各省幹事ニテ立案」⁴³⁾されることとなった。

内務省は、5月26日に「運動及競技二関スル事項ハ内務省ニ於イテ統一主管スルコト」を幹事会に提出し、それは6月10日の第6回幹事会にて配布された440。文部省は、6月5日に「体育二関スル事項ハ文部省ニ於テ統一スルコト」を幹事会に提出し、それは、6月6日の第5回幹事会にて配布された450。そして、大蔵省は、7月1日に「運動及競技二関スル事項内務文部両省主張裁定案」を幹事会に提出し、それは、同日の第10会幹事会

にて配布された⁴⁶。次節では、それぞれの省で提出された案を取り上げ、争点とされる学校外の運動競技を中心として検討していくこととする。

3. 運動競技の所管問題に関する文部 省、内務省、大蔵省の主張

文部省の粟屋幹事によって「体育ニ関スル事項 ハ文部省ニ統一スルコト」⁴⁷⁾ が提出された。ここでは、運動競技の所管を文部省とする理由がいくつか記されているが、その第一は次のように説明されている。

文部省ニ於テ管理スル教育ハ獨リ學校ニ於ケル教育ナルノミナラス、廣ク一般國民ニ對スル教育即チ所謂社會教育ヲモ包含スルモノトス學校ニ於ケル体育カ學校教育ノ一部分トシテ文部省ノ所管ニ属スルコトハ何人モ疑ハサル所ナルカ學校外ニ於ケル体育即チ青少年等一般國民ニ体育ヲ奨励指導スルカ如キ事項モ亦社會教育ノー分科トシテ當然文部省ノ所管ニ属スルモノト謂ハサルヘカラス

文部省は、学校教育のみならず社会教育も所管 するゆえに、学校体育のみならず社会体育も所管 することを主張しているといえるだろう。した がって、運動競技が「社會教育ノー分科」として みなされていると考えられる。そして、文部省 は、第二に「運動競技ハ教育的ニ行ハレテ初メテ 効果ヲ舉クルコトヲ得」ることができるとして、 運動競技の教育的効果も主張している。このほ か、第三に「文部省ハ既ニ五十餘年間、体育運動 ノ振興ニ努力シ来リシハ改メテ言フマデモナキコ ト |、第四に「体育研究所ヲ設置 | したこと、第 五に「地方ニ於ケル体育施設」が「近年喜ブベキ 進歩ヲ遂ゲテアルハ本省ノ指導ノ結果地方教育者 ノ努力ニ依ルモノトス」ること、第六に「文部省 ニ於ケル體育團體法人許可一、第七に「國際オリ ンピック大會並ニ極東選手権競技大會ニ関スル 件」の事務を取り扱っていること、第八に「歐米 諸國ニ於ケル體育運動ニ関スル事務ノ取扱」が文 部省にあることを主張した。

他方、内務省の潮幹事によって「運動及競技ニ 関スル事項ハ内務省ニ於テ統一主管スルコト |48) が提出された。ここでは、複数の観点から内務省 が運動競技を主管する理由を主張している。第一 に「運動及競技ハ特ニ此ノ保健上ノ見地ヨリ奨励 スルヲ要ス」、第二に「現時ノ状況ニ於テハ一般 國民ニ對シ特ニ教育ノ施設トシテ之(運動競技 ―引用者注) ヲ行フノ必要ハ毫モ之ナキモノト ス」、第三に「運動及競技其レ自身ハ身体ノ鍛錬 ニシテ教育ニ非ス」、第四に「運動及競技ニ関シ 今日最モ必要トスル所ハー般國民ヲシテ常時運 動及競技ヲ行フノ風ヲ馴致スルニ在リ」、第五に 「我國ノ状勢ニ於イテハ一般國民ニ對シ運動ヲ奨 励スル必要ナル所以ハ主トシテ其ノ体力増進ノ為 二主スルカ故二内務省二於テ主管スルヲ當然ナ リ」、第六に「今日ニ於ケル運動及競技ハ最早學 生特有ノモノニ非ス」と主張した。内務省は、運 動競技の教育的効果よりも保健的効果を重視し、 また、それが学生に限らず一般国民に推進される ものであることを根拠として、学校外の運動競技 を所管することを主張した。このほか、「運動及 競技ノ奨励ニ関シ地方長官會議、警察部長會議 等二於テ屡次内務大臣ヨリ訓示、指示スル所ア リ」、「運動競技其ノ他具體鍛錬ヲ目的トスル團體 二関スル調査」、競技大会における「トロフィー ノ授與及奨励費交附 |、「運動奨励講習會開催及講 師ノ派遣」、「活動寫眞フィルムノ調製及貸與」、 「圖書ノ編纂」、国際大会への「職員ノ派遣」、 「海外ニ於ケル事例調査」、「一般公衆ノ用ニ供ス へキ運動及競技場ニ関スル調査 |、「明治神宮競技 大會開催 | など、内務省はこれまでの具体的な運 動競技に関する施策を列挙した。

こうした文部省と内務省の主張の一方で、大蔵省の河田幹事によって「運動及競技ニ関スル事項内務文部両省ノ主張ニ対スル裁定案」⁴⁹⁾が提出された。ここでは「一、学校ニ於ケル体育及体育研究機関ハ文部省ニ属セシム」「一、一般公衆ノ保健競技ニ関スル事項ハ内務省ニ属セシム」とされた。大蔵省は、争点とされる学校外の運動競技の

所管を内務省とすることを提案したのである。

このように、文部省、内務省、大蔵省は運動競技の所管をめぐってそれぞれの立場から案を提示した。ここで、文部省と内務省が、それぞれ運動競技をどのように意味づけているのかが浮き彫りになったといえよう。文部省は教育的立場から、内務省は保健衛生の立場から、それぞれ運動競技の政策的意義を説明しているのであり、各々の省の政策的関心を反映している。このプロセスの意味するところは、運動競技の意味が、それぞれの省庁の利害関係によって形成されてきたことであろう。

ここまでの、行政調査会の幹事会における運動競技の所管問題の経過と、それに関する文部省、内務省、大蔵省の主張をみるかぎり、この問題を解決に導くのは、少なくともこれらの各省のいずれでもないと考えられる。幹事会において各省は、それぞれの案を提示することに止められている。したがって、各省庁間の所管問題のプロセスを追うには、法制局長官であり、行政調査会の幹事長でもある山川端夫の見解を検討する必要がある500。

4. 権限争議をめぐる山川端夫の方針と 運動競技に関わる見解

山川は、全体に共通する解決方法の原則として 民間から見て所管官庁を統一することが望まし く、官庁間については「協議」などの手続きによ る方針をとる旨を繰り返し述べている⁵¹⁾。例えば、 醸造試験所の所管を統一する意味について、山川 は、「民間ヨリ見レバ統一シテ官庁ニ関連ヲ有ス ルコトニナス意味ノ統一ナリ(官庁間内部ニ於テ ハ協議其他ノ方法ニヨル)」と述べている⁵²⁾。ま た、河川湖沼の水利の所管について、内務省が所 管する案と電気事務所管官庁が所管する案の両輪 併記とした報告書に対し、共管としなかった理由 について、山川は「一般人ノ利便ヲ計ル為ニハ主 管ヲーツニシテ内部ノ間ノ連絡ハ省内部ニ於テス ルコトトセリ」と述べている⁵³⁾。山川の所管問題 の解決に関する基本的な方針は、民間の人々の利 便を考慮して裁定を下そうとするものあった。それはまた、加藤内閣が行政組織を再編していくうえで繰り返し主張していた「一般公衆ノ利便」を 重視するという方針と符合するものとみることができる。

では、運動競技の所管問題に関する見解はどのようなものがあったのだろうか。まずは、明治神宮大会をめぐるセクショナリズムに関係する見解をひいておきたい。既述したように、それは行政調査会における運動競技の所管をめぐる権限争議と表裏の関係にあるためである。『教育時論』に「神宮競技と文部省」と題する「時評」が掲載された。ここでは、明治神宮競技大会をおける文部省と内務省の争いに言及した上で、次のように述べている⁵¹。

文部省がその職分として體育上に骨を折つて ゐるのは、別に事新らしく言ふまでもなく、ま た運動競技に關しても調査研究を怠らず、既に 文部省著作なる名義の下に競争指針の一書を公 行し更に競泳、野球、庭球、その他あらゆる競 技の權威ある指導書を逐次刊行する方針から考 へても、決して競技そのものに對して冷淡であ るとか、或は制偶を加へるとかいふやうには思 はれない。

明治神宮競技大会における文部省と内務省の争いに関する「一般的風潮は文部省に対して概ね批判的」⁵⁵⁾ だが、ここでは、文部省が体育や運動競技に関する施策を行ってきたことが主張されている。『教育時論』は雑誌の名称の通り、教育系の雑誌であるために、教育行政を主管する文部省を擁護しているとみなすことができよう。さらにスポーツジャーナリストの川本信正は、明治神宮大会が始まった学生時代を振り返り、大会を内務省が主催することについて、「学生、先輩連中が集まったりするとなんだおわいやが主催するのか、なんてみんな笑っていた(傍点ママ)」⁵⁶⁾ と述べている。実際に競技を行うのは学生が中心であり、彼らの間の理解では、体育や運動競技の所官

庁に適するのは文部省ということを示唆してい る。

一方、内務省保健課長の伊藤武彦は、「體育主 管問題」に言及し、次のように述べている⁵⁷⁾。

廣く一般公衆に對する運動、競技、清遊即ちスポーツ、アスレツクス及び、レクリエーションの獎勵と、其の民衆化より進んで生活化とすると云ふことに向つては之れ國民保健の大局上内務省として當然に全力を盡して行かねばならぬ已むに已まれぬ所であると確信してゐる。吾人の前途には叙上の意味に於ける先人未墾の沃野が遠く開展してゐるのが見へる。

内務省の立場からすれば、運動競技は国民保健の見地に基づいて、これから開拓していく対象なのである。裏返すなら、内務省はこれまで運動競技に関する広範な施策を講じていないことを示している。

以上のような見解に鑑みて運動競技の所管問題に関わる「一般公衆ノ利便」を図ろうとするならば、運動競技の所管は文部省にする方向性に傾いていくのではないだろうか。権限争議をめぐる山川の解決方針は民間の関係者の視点や利便を重視するものであり、運動競技の所管問題に関する諸見解は文部省に統一をすることを促すものであるといえよう。

5. 法制局幹事提出「各廳事務系統整理 案」における「體育(運動競技ヲ包 容ス)ニ関スル事務ハ文部省ノ所管 トス」の内容

1926(大正15)年7月15日、法制局幹事から「各廳事務系統整理案」⁵⁸⁾(以下「整理案」)が提出され、そこでは「體育(運動競技ヲ包容ス)ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トス」と提案された。このことは、運動競技が体育として教育的な意味が付与されたとみなすことができる。それゆえ、これ以降の行政調査会の議論において、「體育(運動競技ヲ包容ス)」ということに留意する

必要が生まれてくる⁵⁹⁾。そこで、本稿ではこれ以降、「体育」という語は運動競技を含む広い概念とし、「運動競技」という語はそれのみを示すものとし、区別して用いる。この整理案が提出された理由は二つに分けることができ、その第一は次のように説明されている⁶⁰⁾。

體育二関スル事務ハー面ニ於テハ教育ニ連リ他面ニ於テハ國民保健ニ接スルカ故ニ從來其ノ所管ニ付テ幾分錯雜スル所アリ案スルニ體育カニ省ニ関スルノ事実ハ之ヲ認ムヘキモ之ヲ共同主管ト為スコトハ事務ノ敏活制度ノ簡明ヲ期スル所以ニ非ザルヲ以テ成ルヘク一省ノ所管ニ属セシムルヲ相當トス

ここでは、「体育」の教育面と保健面の二面性を指摘した上で、「体育」を共同主管ではなく、一省の主管とすることが望ましいと説明している。このことは、行政調査会における目的の一つ、つまり、複雑化している行政組織を簡明にするという目的と符合している。第二は、次のように説明されている⁶¹⁾。

本問題ヲ沿革ヨリ言へハ多年文部省ニ属シテ別ニ之ヲ不可トスへキ實蹟ナク而シテ文部省ハ體育ニ関スル機関及施設トノ連絡ノ上ニ於テ相當便宜ヲ有シ又一般教育ト體育トノ間ニ緊密ナル調和ヲ保ツニ便ナル地位ニ在リ且又今日運動競技會ニ於ケル参加者ノ多數カ學生生徒又ハ之ニ準スルモノナルヲ以テ實際ニ於テ文部省カ體育事務ヲ管理スルニ便ナル地位ニ在リ而シテ各省事務分配ノ量ノ均衡ノ見地ヨリ見テモ文部省ニ属セシムルコトニー利アリ

ここでは、これまでの「体育」に関する施策を 文部省が担ってきたという現実的な面が、それを 文部省の所管とする要因として挙げられている。 ここからは、加藤内閣が繰り返し主張してきたよ うに、民間の人々の利便を重視するという立場か ら「体育」の所管を文部省に決定しようという考 えを伺うことができる。

ところで、従前の内務省による運動競技に関する施策についても次のように言及している⁶²。

運動競技カー般保健上重要ナル意義ヲ有スルコト並ニ運動競技ニ関スル思想ノ普及其ノ獎勵、公衆ノ用ニ供スル運動場等ノ施設、運動團體ノ指導聯絡援助等カー部分ノミ教育ノ範圍ニ属スルニ過キサルノ事實ハ上述ノ理由ヲ認ムル上ハ必スシモ文部省所管ヲ非トスルノ論ト為スニ足ラサルナリ而シテ國民保健ノ見地ヨリ體育競技ノ發達ヲ計ルニ於テ實際上從來内務省カ関與貢献シタルコト多キヲ認ムルト共ニ將來ニ於テモ其ノ協力ヲ必要トスル所多カラム

このように、内務省による運動競技に関する施 策が保健衛生の立場から貢献してきたことやこれ からも協力していく必要性を認めているのであ る。

法制局による「整理案」を踏まえ、8月3日の第42回幹事会⁶³⁾ において、「各廳事務系統整理ニ関スル件」が議題に載せられた。この日は、法制局の原案に対する各省の意向を簡単に示すにとどめられ、具体的な議論はされなかった。ただし、ここで内務省の潮幹事は、運動競技を文部省の所管とする法制局の原案に対して「絶対反対」の意向を示している。

6. 第48回幹事会における「内務省ノ部 七体育二関スル事務ヲ文部省ノ主管 トスノ件ニ付キテーの議論

8月17日に開かれた第48回幹事会⁶⁴⁾の議事は、「各廳事務系統整理二関スル件」とされた。そこでは「内務省ノ部 七体育二関スル事務ヲ文部省ノ主管トスノ件ニ付キテ」が俎上に載せられた。この日の幹事会では「体育」を取り上げることから、文部省学校衛生課長の北豊吉、内務省衛生局長の山田準次郎が出席している。両者は、それぞれの省で「体育」に関する施策を主導する立場にいる。それゆえ、この日の体育の所管問題に関す

る議論は、北と山田を交えつつ展開されていくこ ととなる。

この幹事会で、はじめに法制局参事官の金森徳 次郎幹事は、体育が「何レノ省ニモ関係アルモノ ト認ム、之ヲ両省ノ共同主管トスルコトハ紛争区 分ノ明瞭ヲ欠ク為不便支障堪へズ」としたうえ で、「之ヲ一省ノ主管トスルトセバ事務ノ数量事 務ノ規模ノ上ヨク見テ文部省ノ主管トスルヲ便ト 考フ」⁶⁵⁾と述べている。

続いて、山田は内務省衛生局長の立場から「体育二関スル事務」を内務省が所管する理由を次のように述べている⁶⁶。

体育ハ如何ナル意味カ体育ヲ教育ノ意味トスレバ文部省ノ所管トスルモ尚残リ沢山アリ運動ハ衛生保健ノ為ニシテ必ズシモ通常ニ云フ教育ノ為ノミノ運動ニアラズ又数量ニ於テハ之ヲ移管ノ問題ノ要件トシ難シ

山田はあくまでも運動競技の保健衛生的側面を 主張している。だが、先述したように、1926(大 正15) 年7月15日に法制局幹事から提出された 「整理案」において「體育(運動競技ヲ包容ス) ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トス」とされていた ことの影響もあってか、この幹事会における議論 の基本線は、体育の所管を文部省とする方向で進 んでいく。山川は「此問題ハ極メテデリケートノ 問題」と前置きしつつ「今ノ現状ヨリスレハ学生 ガ運動ノ中心トナルヤウナリ何レカトスレバ文部 省ニスルガ適切デハナイカト思ウ [67] と述べてい る。このことは、先述の「整理案」において示さ れている「運動競技會ニ於ケル参加者ノ多數カ學 生生徒又ハ之ニ準スルモノナルしという文部省を 支持する案と類似する。山川は、文部省あるいは 内務省の主張ではなく、体育の現場からその所管 問題を考えていることがわかる。ただし、「此ノ 會ニテ纏マラサレバ両案ヲ委員会ニ提出スベシ | と、幹事会ではなく委員会で審議されることを示 唆している。

また、文部省学務局長の粟屋幹事は、文部省と

内務省の共同所管という案について、「不便ニシテ省ニ依テ考へヲ異ニスル等ノコトアリ被活者ニ於テモー省統一ヲ希望シオレリ」⁶⁸⁾と、一般の人々の利便を考慮しようとする加藤内閣の見解と類似しつつ、共同主管に否定的である。さらに粟屋は、「両省主管ハ紛争ヲ繰リ返スノデー省専管トスベキモノナリ」⁶⁹⁾と述べている。これは、1920年代の初頭より始まる文部省と内務省のセクショナリズムを踏まえた発言といえよう。

このような体育の所管を文部省に統一しようという見解に対し、山田は「ヤリ方次第デ共同主管モ出来ルト思ウ」⁷⁰⁾ と述べている。山田の主張は体育を内務省衛生局に統一しようというものではなく、共同主管にするというものであることに注意を払っておく必要がある。このあと、山田は「衛生ヲ主トシタルモノハ内務省ニテシ教育ヲ主トシタルモノハ文部省ニテスルコトトシ不明ノモノハ共同ニシテハ如何カ」⁷¹⁾ という提案をしている。この幹事会における体育の所管に関する議論が文部省に統一しようという方向性であることを受け、山田は妥協ともいうべき提案をしたようにみえる。

しかし、山田の主張に続いて山川は「議論ハツキリシタト思ウ決定ハ後日ニセム」⁷²⁾ として、この日の体育の所管問題に関する審議を打ち切った。幹事会で作成された体育の所管に関する原案は委員会で審議されることとなる。

ところで、北は、学校衛生課長の立場から、「衛生ノ目的ヲ達スル上ニモ体育的教育的ニ施ス必要アリ…要スル体育運動ハ教育的ニ行ハネバナラヌ。」と主張している。文部省は、8月17日の第48回幹事会に合わせて「体育運動ハ教育的ニ行ハネバナラヌ」⁷³⁾と題する書類を幹事会に提出し、文部省が体育の所管であることを再度主張した。これが、行政調査会の審議にどのような影響を及ぼしたのかは定かではないが、文部省は運動競技の所管をゆずらない姿勢を示し続けたのである。

7. 「第三回各廳事務系統整理二関スル 特別委員會 | における議論

山川が示唆していたように、体育の所管問題は 幹事会の審議を経て委員会の審議事項となった。 1926 (大正15) 年11月30日、「第三回各廳事務系 統整理二関スル特別委員會」74)が開催された。こ こで、内務省の俵委員は「衛生ハ従来ハ消極衛生 ノミヲ考へ居タリシガ今日ハ積極衛生ヲ必要トス 故二内務省ノ所管トシテ離スコト能ハザルモノナ リ」と主張した。これに対して、文部省の松浦委 員は「ソレハ本問題ヲ内務省ノ主管トスベキ理由 ニナラズ体育ハ文部省ノ所管トスベキモノナリ体 育ヲ内務省トスベキ理由薄弱ナリ内務省ハ消極ノ 方面ヲノミシテ沢山ナリーと退ける。ここでは 「文部省所管トスル原案説多数ナリ」とされ、「結 局原案可決」した。だが、1927(昭和2)年4月 20日に加藤内閣の後継である憲政会の第一次若槻 禮次郎内閣が倒閣すると、行政調査会で審議され てきたことは棚上げとなった。

8. 行政制度審議会の設置

1927(昭和 2)年 4 月20日、政友会の田中義一内閣が組閣された。1927(昭和)6 月に田中を会長として行政制度審議会が設置された。その設置理由は、「行政制度ヲ改善シテ各般行政ノ面目ヲ一新シ時代ノ要求スル各種施設ヲ整備シ事務ノ適性簡捷ヲ計ルコト現下ノ急務ナリトス依テ之カ調査ヲ爲ス爲」⁷⁵⁾とされている。そして、「從來存スル所ノ行政調査會ハ其ノ存置ノ必要ナキニ至ルモノトス」⁷⁶⁾と、行政調査会と異なることを挙げている。しかし、行政調査会と同様の意図をもっていることは、6 月18日の第 1 回委員会における田中の挨拶から知ることができる⁷⁷⁾。

行政各般ニ亙ツテ其ノ制度ヲ根本的ニ改善スルコトハ誰モ必要ヲ認ムル所デアリマシテ其ノ 實行モ從來度々企テラレタノデアリマスガ其ノ 結果ハ未ダ以テ充分ナリト言フコトヲ得ナイノ デアリマス現代ノ行政ヲ通觀致シマスニ動モス レバ舊態ニ泥シテ時勢ト共ニ進展セズ形式ヲ尊 ブニ急ニシテ其ノ實ヲ輕ンジ制度複雜多岐ニシ テ其ノ爲事務澁滯スルノ嫌ガアリマシテ國家國 民ノ要望スル所ニ添ハザルモノ少クアリマセン 此ノ情勢ノ儘ニ放任スルニ於テハ啻ニ行政ノ缼 陥多キノミナラズ久キニ亙ツテ集積スル弊害ノ 結果ハ眞ニ國運ノ發展ノ爲ニ寒心セザルベカラ ザルモノガアルト思ハレマス

このような田中による説明から、行政制度審議会は行政調査会と連続的なものとして見なすことができるだろう。ここでは、行政が複雑化しているため、事務が首尾よく進まないことが問題視されているのである。行政制度審議会は、そうした問題を解決することを目指しているのである。

行政制度審議会では、9つの項目について審議されるが、「各廳權限整備ニ関スル件」も取り上げられている⁷⁸⁾。いくつかの審議事項は、行政調査会と重複している。また、行政制度審議会の機構は、委員会と幹事会からなる。委員会の人選は、国務大臣、内閣書記官長、法制局長官、学識経験者とされ、幹事会の人選は、「幹事長及幹事ヲ置ク、幹事長及幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」⁷⁹⁾とされた。ここから、幹事会の人選は田中内閣の行政整理の方針に沿って構成されると考えられるが、しかし、その構成してもると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、その構成されると考えられるが、しかし、活制局長官は、前田米蔵である⁸¹⁾。

行政制度審議会の議事・調査の方法は、1927 (昭和2)年6月18日の第1回委員会で取りまとめられている⁸²⁾。ここでは、委員会と幹事会がどのように連動するのかに関する記述がなされていない。しかし、後に示されるように審議の経過を追っていくと、先に幹事会で原案を作成し、それを委員会に提出する形式とされたようである。このような方法は、行政調査会と同様である。

9. 運動競技の所管の閣議決定

10月4日、第22回幹事会が開催された⁸³⁾。この日の議題は、「官廳權限整備事項ニ關スル件」とされた。この日の幹事会では「運動競技ニ関スル事務」について審議され「文部省所管トスルコト」とされた。このことは、12月10日、第28回幹事会において「決定事項」とされ、「次回ノ委員會ニ付議スルコト」とされた。ただし、「ソレ前尚一回幹事會ヲ開クコトトス」とされた。そして、12月17日、第29回幹事会⁸⁴⁾において審議され、「但シ教化団体ト同様ト但書ヲ附スルコト」が付け加えられ、「修正可」とされた。

12月20日、第6回委員会⁸⁵⁾が開催された。ここでは、「各廳權限整備ニ関スル事項」が議事の一つとして取り上げられ、「運動競技ニ関スル事務」が文部省の所管として「可決」された。

これを受けて、1928(昭和3)年1月10日に 「各種調査會委員會諮問答申」⁸⁶⁾ として「各官廳 ノ權限整備ニ付運動競技ニ關スル事務外十三項決 議報告ノ件」が提出された。このうち「運動競技 ニ關スル事務」は次の通りとされた。

運動競技ニ關スル事務ハ文部省ノ所管トシ其 ノ内務省ノ事務ニ關係アル重要事項ハ文部省ヨ リ内務省に合議ヲ為スベキモノトシ合議事項ノ 範圍ハ豫メ両省ニ於テ之ヲ協定スルコト

こうして、内務省に対する一定の留保がみられつつも、運動競技の所管庁は文部省とすることが 閣議決定されたのである。

おわりに

本研究の目的は、政党内閣期の行財政整理の基本的方向性をふまえ、その検討機関として設置された行政調査会と行政制度審議会の議論から「運動競技」の所管問題解決へのプロセスを明らかにすること、また、その議論によって「運動競技」にどのような意味が付与されたのかを明らかにすることであった。ここでは、本研究の結論を述べ

るとともに、その後の展開についても若干の所見 を交えて触れておきたい。

1920年代に入ると国内情勢や官僚制の変化に伴い、省庁間の権限争いが顕在化した。運動競技の所管を巡る文部省と内務省のセクショナリズムもその一つである。政党内閣期に入ると、省庁間の権限争いに対応することを目的の一つとして行政財政整理委員会、行政調査会、行政制度審議会という一連の審議機関が設置された。行政調査会と行政制度審議会では、法制局長官が主導的立場に就き、学校外の運動競技を文部省と内務省のいずれの所管にするのかが審議事項の一つとされた。運動競技について、文部省は教育的意義を、内務省は保健的機能をそれぞれ主張したのだが、ここでは、教育的意義を付与されつつ、政党内閣期における行財政整理の基本的な方向性の影響を受ける形で文部省の所管となったのである。

ただ、この決定は、文部省と内務省の主張や実 態を勘案した法制局の案に基づいてなされたもの であった。それゆえ、両省の緊張関係、とりわ け、文部省への一元化に「絶対反対」を主張して いた内務省の不満は立ち残るものと思われる。前 述したように、1928(昭和3)年1月10日に運動 競技の所管は文部省に統一されることが閣議決定 されたが、これに対して内務省衛生局と密接な大 日本私立衛生会の機関誌『公衆衛生』では、「如 何なる風の吹き廻はしか」87)と記されている。そ れゆえ、1929(昭和4)年7月2日、浜口内閣が 組閣され、『公衆衛生』に「本會(大日本私立衞 生會―引用者注)副會頭小橋―太氏は文部大臣に 榮任せられた之は只に本會の光榮なるのみなら ず、我邦衞生界の權威者が此の榮譽を得られたる は吾人の誠に欣喜に堪へざる所である |88) と記さ れたことが重要になってくる。それというのも、 内務官僚、政治家として顕著な経歴を持つ小橋 は、文部大臣就任以降、体育・スポーツ政策を積 極的に主導し、さらに、体育課長に内務省の経歴 を持つ山川建を就任させ、文部省幹部への内務省 出身者の系列化を拡張したのである89)。顕在化し た省庁間の権限争いの収束を方向づけたのが権力

関係的に上位に位置する政党内閣であるならば、 そこで不満を募らせた内務省衛生局は逆に政党内 閣の閣僚という人的ネットワークを駆使して体 育・スポーツ政策への水脈を引き直したように見 える。すなわち、運動競技の所管が文部省になっ たにもかかわらず、翌年、内務省出身者が文部省 の体育・スポーツ政策の主導的立場に就くことに よって、その実、実権は内務省出身者の手に収め られたとみなすこともできる。

その後、1932(昭和7)年5月26日、犬養毅内閣を最後として政党内閣期が終焉を迎え、軍部が抬頭していくこととなる。さらに時代が下ると、1938(昭和13)1月11日、第一次近衛文麿内閣の下で厚生省が誕生する。厚生省は、内務省の衛生局と社会局が中心となり、そこに文部省の学校外の体育、逓信省の簡易保険を移管して設立されたものである。だが、すでに行政調査会において、内務省の衛生局と社会局は、衛生省や社会省といった自らを含む新しい行政機関を設立しようとする構想を持っていたことも看過できないところである⁹⁰⁾。政党内閣期が終焉して以降、体育・スポーツ政策は、それを取り巻く諸アクターとどのような関係性を結びながら推移していくのだろうか。この点に関しては、今後の課題である。

【付記】本研究は、平成29年度YMFSスポーツ チャレンジ助成奨励研究「戦間期の日本における スポーツ政策に関する歴史学的研究」(代表:尾 川翔大)の成果の一部である。

注および引用・参考文献

- 高津勝『日本近代スポーツ史の底流』創文企画、1994年、pp.49-60;坂上康博『権力装置としてのスポーツ:帝国日本の国家戦略』講談社、1998年、p.64。
- 2) 明治神宮大会の名称は、「明治神宮競技大会」 (第1~2回)、「明治神宮体育大会」(第3~9回)、「明治神宮国民体育大会」(第10~12回)、「明治神宮国民錬成大会」(第13~14回)と変化した。しかし、考察の錯乱を避けるため、本研究では「明治神宮大会」で統一した。なお、明治神宮大会については、入江による通史的研究がある(入江克己『昭和スポーツ史論』不味堂、1991年)。
- 3)加賀秀雄「1930年前後のわが国におけるスポーツ動向とその歴史的性格について」 『名古屋文理大学紀要』創刊号、2001年、 p.130:岸野雄三・竹之下休蔵共著『近代 日本学校体育史』東洋館出版社、1959年、 p.126:木下秀明『スポーツの近代日本史』 杏林書院、1970年、pp.198-209:森川貞夫 「東京高師と日本のスポーツ」『スポーツ社 会学研究』第8号、2000年、p.32。
- 4) 前掲、『スポーツの近代日本史』、p.200; 高 嶋航『帝国日本とスポーツ』 塙書房、2012 年、p.130。
- 5) 前掲、『スポーツの近代日本史』、pp.201-204; 前掲、『権力装置としてのスポーツ』、pp.76-79;藤田大誠「「神宮競技問題」の推移と 「明治神宮体育大会」の成立」『國學院大學 人間開発学研究』第6号、2015年、pp.59-73; 藤田大誠「昭和初年における明治神宮体育大 会の歴史的意義:学生参加問題と昭和天皇行 幸を軸として」『國學院大學人間開発学研究』 第8号、2017年、pp.55-69;拙稿「明治神宮 大会における学生参加をめぐる諸問題:小橋 一太の果たした役割」『日本体育大学スポー ツ科学研究』第6号、2017年、pp.31-41。
- 6) 前掲、『権力装置としてのスポーツ』、p.68。

- 7) 小山俊樹『憲政常道と政党政治:近代日本二 大政党制の構想と挫折』思文閣出版、2012 年、p.136。なお、原内閣による政党と官僚 の結びつきの強化については、清水の指摘も 重要である。清水は「原内閣は首相はもちろ んのこと、閣僚から次官に至るまで官僚出身 の政友会員による組織として統一的に形成さ れた」ことから、「原は官僚出身者を政党に 取り込んでいくことで、政党を改良し、さら にはそれによって行政の統御を可能とする横 断的な政友会スタイルの統治構造を具現化し た」と述べている(清水唯一朗『政党と官僚 の近代:日本における立憲統治構造の相克』 藤原書店、2007年、p.203)。
- 8) 御厨貴『政策の総合と権力:日本政治の戦前 と戦後』東京大学出版会、1996年、p.1;成 田龍一『大正デモクラシー』岩波書店、2007 年、p.93;牧原出『行政改革と調整のシステ ム』東京大学出版会、2009年、p.139。
- 9) 前掲、『政策の総合と権力』、p.1。
- 10) 1924 (大正13) 年 6 月に第一次加藤高明内閣 が成立してから1932 (昭和7) 年 5 月に犬養 毅内閣が崩壊するまで、約8年間、7代にわ たって政党内閣が連続した。この時期は、全 期間を通じて政党内閣が交互に出現し連続し たことから「政党内閣期」と呼ばれる。
- 11) 前掲、『行政改革と調整のシステム』、p.143。 行政調査会と行政制度審議会の権限争議に関 する全体的な動向は、同上、pp.148-159を参 照。行政調査会の構成員や運営実態の詳細 については、中野目徹、日向玲理、長谷川 貴志「行政調査会の設置と高等試験制度改 正審議」『近代史料研究』第13号、2013年、 pp.62-90を参照。
- 12) 橋口菊「国民教育の再編成と社会教育行政 確立に関する一考察」『教育学研究』第27巻 第3号、1960年、pp.196-205。
- 13) 「教化団体・青年団・処女会ニ関スル事項」 の所管が文部省にされる経緯については、山 本悠三『近代日本の思想善導と国民統合』校

- 倉書房、2011年、pp.71-89を参照。
- 14) 前掲、『権力装置としてのスポーツ』、pp.64-80。なお、前掲、「「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」、pp.59-73では、前掲、『権力装置としてのスポーツ』、pp.64-80の議論を参照しながら行政調査会における体育・スポーツ政策の所管問題を取り上げている。
- 15) 前掲、『スポーツの近代日本史』、pp.203-204。
- 16) 前掲、『行政改革と調整のシステム』、p.139。
- 17) 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2014年、pp.61-63。
- 18) この点と関連して木下によれば、「「スポーツ」という言葉が一般化しはじめたのは、昭和になってから」である(前掲、『スポーツの近代日本史』、p.260)。
- 19) 加藤が唱えた綱紀粛正は、政党内閣の主張と 結びついた形で提示され、忠告愛国と結びつ けられていないという点で、加藤内閣以前の 山本内閣や清浦内閣とは発想の根本が異なっ ていた(奈良岡聰智『加藤高明と政党政治: 二大政党制への道』山川出版社、2006年、 p.273)。
- 20) 同上書、p.269。
- 21) 同上書、pp.276-277。
- 22) 『東京朝日新聞』1924年6月25日付2面。
- 23) 「内閣総理大臣ノ官紀振粛ニ関スル訓令各省 次官及各長官へ通牒ノ件」『公文雑纂』請求 番号:纂/01682100、国立公文書館所蔵)。
- 24) 前掲、『加藤高明と政党政治』、p.295。
- 25) 「内閣総理大臣訓諭趣旨管下ニ徹底スル 様通牒ノ件」『公文雑纂』請求番号:委/ 01682100 (国立公文書館所蔵)。
- 26) 「各種調査会委員会文書·行政調査会書類· 十三議事録(総会)第一号」『各種調査会· 委員会文書』請求番号:委/00449100(国立 公文書館所蔵)。
- 27) 同上。
- 28) 同上。
- 29) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書

- 類・一行政調査会ニ関スル件(上奏原議)」 『各種調査会・委員会文書』請求番号:委/ 00437100(国立公文書館所蔵)。
- 30) 同上。この他、「一、文官任用令ノ規定稍二 窮屈二過キ廣ク適材ヲ得ルニ不便ナルヲ以テ 之カ革正ヲ要スルコト」、「二、文官中高等官 ノ官職名義甚シク多様ニ分レ處務ヲ複雜ナ ラシムル嫌ヲ生スルヲ以レ之ヲ整理スルコ ト」、「五、高等官試補制度ヲ復活シ及其運用 ヲ巧妙ニスルノ要アルコト」、「七、文官試験 規則ヲ改訂スルノ要アルコト」、「八、軍部大 臣任用制ヲ改ムルノ要アルコト」、「十、多年 議會ニ於テ懸案ト爲レル問題ヲ處理スルノ要 アルコト」、「一一、官業ノ整理スヘキモノア ルコト」、「一二、地方制度其他地方行政組織 改善ノ要アルコト」が挙げられている。
- 31) 権限争議をめぐっては、内務省に関する案件 が最も多く審議されており、いくつかの案件 では内務省の権限を他省へ移管するよう提案 されている。この点について牧原は、加藤内 閣が、「権限争議の名の下に内務省の権限を 弱める方向で議論を進めることにより、政 党の官僚制への統制を強めようとしたと見 ることができる」と述べている(前掲、『行 政改革と調整のシステム』、pp.145-160) ま た、牧原は、内務省と同様に大蔵省について も「各省への統制を弱める方向で各省から提 案され、審議を続けた」と述べている。同様 に、御厨は、水利政策に着目して、行政調査 会の決定を「内務省の優位の喪失」と表現し ている(前掲、『政策の総合と権力』、pp.128-133)。行政調査会の全体像について中野目ほ かは「内閣官房が行政整理で積極的な役割を 果たし、内閣の各省に対する指導力を増すこ とが目的として盛り込まれていたことは明ら かである」と述べている(前掲、「行政調査 会の設置と高等試験制度改正審議」、p.70)。
- 32) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書類・ 十三議事録(総会)第一号」『各種調査会・ 委員会文書』請求番号:委/00449100(国立

- 公文書館所蔵)。
- 33) 同上。
- 34) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書類・ 十五幹事会会議録第一号」『各種調査会・委 員会文書』請求番号:委/00452100(国立公 文書館所蔵)。
- 35) 同上。
- 36) 同上。
- 37) 同上。
- 38) 予算獲得をめぐる文部省と内務省の衝突に ついては、前掲、『権力装置としてのスポー ツ』、p.68を参照されたい。
- 39) 前掲、「各種調査会委員会文書・行政調査会 書類・十五幹事会会議録第一号」『各種調査 会・委員会文書』。
- 40) 同上。
- 41) 同上。
- 42) 同上。
- 43) 同上。
- 44) 「各種調査会委員会文書·行政調査会書類· 八議案配布表」『各種調査会·委員会文書』 請求番号:委/00444100(国立公文書館所 蔵)。
- 45) 同上。
- 46) 同上。
- 47) 「各種調查会委員会文書·行政調查会書類· 二十八文部省幹事提出議案」『各種調查会· 委員会文書』請求番号:委/00465100(国立 公文書館所蔵)。
- 48) 「各種調査会委員会文書·行政調査会書類· 二十三内務省幹事提出議案」『各種調査会· 委員会文書』請求番号:委/00460100(国立 公文書館所蔵)。
- 49) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書類・ 八十三議案並諸資料・各庁権限争議ニ関スル 件」『各種調査会・委員会文書』請求番号: 委/00519100(国立公文書館所蔵)。
- 50) 行政調査会の発足当初、法制局長官は、前述 したように塚本清治であった。塚本は、1925 (大正14) 年5月27日の第3回幹事会が開催

された時、幹事長として出席していた。しか し、この時、運動競技の所管問題に関する塚 本の見解は確認できない。

- 51) 前掲、『行政改革と調整のシステム』、p.147。
- 52) 前掲、「各種調査会委員会文書・行政調査会 書類・十三議事録(総会)第一号」『各種調 査会・委員会文書』。
- 53) 「各種調査会委員会文書·行政調査会書類· 十四議事録(総会)第二号」『各種調査会· 委員会文書』請求番号:委/00451100(国立 公文書館所蔵)。
- 54) 記者編「神宮競技と文部省」『教育時論』第 1478号、1926年7月5日、p.46。
- 55) 前掲、「「神宮競技問題」の推移と「明治神宮 体育大会」の成立」、p.66。
- 56) 川本信正「戦後日本の体育・スポーツ政策に ついて」『スポーツ政策論』 道和書院、1978 年、p.104。なお、「おわいや」は「便所の 汲取りを業とする人」を意味する(新村出 編『広辞苑』第7版、岩波書店、2018年、 p.461)。ここでは、内務省を指している。
- 57) 伊藤武彦「スポーツの民衆化より生活化へ」 『公衆衞生』第45号 5 巻、1927年 5 月25日、 p.268。
- 58) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書類・三十七各庁事務系統整理二関スル件」 『各種調査会・委員会文書』請求番号:委/ 00474100 (国立公文書館所蔵)。
- 59) 明治神宮大会は、青年団の存在も看過できない。明治神宮外苑競技場は、全国各地の青年団の勤労奉仕によって造られた。また、佐々木は、青年団を中心とする「各地方での競技会振興が全国大会として大正13年に開催された明治神宮競技大会を可能にした」と指摘している(佐々木浩雄「大正期における地方青年団競技会の出現:大正7~10年石川県青年体育大会の事例から」『体育史研究』第17号、2000年、p.9)。だが、坂上が指摘するように、「明治神宮大会の出場者の過半数が学生選手らである」ことも事実である(前掲、

『権力装置としてのスポーツ』、p.78)。

- 60) 前掲、「各種調査会委員会文書・行政調査会 書類・三十七各庁事務系統整理ニ関スル件」 『各種調査会・委員会文書』。
- 61) 同上、「各種調査会委員会文書・行政調査会 書類・三十七各庁事務系統整理ニ関スル件」 『各種調査会・委員会文書』。
- 62) 「各種調査会委員会文書·行政調査会書類· 十八幹事会会議録第四号」『各種調査会·委 員会文書』請求番号:委/00455100(国立公 文書館所蔵)。
- 63) 同上。
- 64) 同上。
- 65) 同上。
- 66) 同上。
- 67) 同上。
- 68) 同上。
- 69) 同上。
- 70) 同上。
- 71) 同上。
- 72) 同上。
- 73) 同上。
- 74) 前掲、「各種調査会委員会文書・行政調査会 書類・十四議事録(総会)第二号」『各種調 査会・委員会文書』。
- 75) 「行政制度審議会官制ヲ定ム」『公文類聚』 請求番号:類/01600100 (国立公文書館所 蔵)。
- 76) 同上。
- 77) 「各種調査会委員会文書·行政制度審議会書類·三委員会議事録」『各種調査会·委員会文書』請求番号:委/00530100(国立公文書館所蔵)。
- 78) 前掲、「行政制度審議会官制ヲ定ム」『公文 類聚』。この他、「地租委譲ノ要綱ニ關スル 件」、「自治權ノ擴充ニ關スル件」、「滿洲行政 改善及拓殖省設置ニ關スル件」、「各官廳許可 認可事項ノ整理ニ關スル件」、「文官任用制度 改善ニ關スル件高等試験制度改善ニ關スル件 文官分限令改善ニ關スル件」、「恩給制度改正

ニ關スル件 | が挙げられている。

- 79) 同上。
- 80) 前掲、『行政改革と調整のシステム』、p.144。
- 81) さしあたり、行政制度審議会において権限争議に関する法制局長官の影響は重要ではない。というのも、牧原が指摘するように、行政制度審議会における権限争議に関する議決は、「すべて行政調査会で検討されたものであり、一部の案件の結論が異なるものの、概ね行政調査会の「各廳事務系等ノ整理ニ關スル件」の報告書原案と同一」だからである(前掲、『行政改革と調整のシステム』、p.146)。
- 82) 「各種調査会委員会文書·行政制度審議会書類·三委員会議事録」『各種調査会·委員会文書』請求番号:委/00530100(国立公文書館所蔵)。
- 83) 「各種調査会委員会文書·行政制度審議会書類·五幹事会議事録其二」『各種調査会·委員会文書』請求番号:委/00532100(国立公文書館所蔵)。
- 84) 同上。
- 85) 前掲「各種調査会委員会文書·行政制度審議 会書類·三委員会議事録」『各種調査会·委 員会文書』。
- 86) 「各官庁ノ権限整備ニ付運動競技ニ関スル事 務外十三項決議報告ノ件」『公文雑纂』請求 番号:纂/01802100(国立公文書館所蔵)。
- 87) 大日本私立衞生會編「神宮競技と中等學校 參加解決」『公衆衞生』第47巻第7号、1929 年、p.401。
- 88) 大日本私立衞生會編「小橋副會頭文相榮任」 『公衆衞生』第47巻第7号、1929年、p.468。
- 89) 拙稿「浜口内閣期における体育運動審議会設置の意図:社会政策および人事異動に着目して」『体育学研究』第63巻第1号、2018年、pp.151-170。
- 90) 「各種調査会委員会文書・行政調査会書類・ 四十八各庁事務系統ノ整理ニ関スル件特別委 員会報告案(未決)」『各種調査会・委員会文

書』請求番号:委/00485100 (国立公文書館 所蔵)。

> (2018年4月19日受付) 2019年4月1日受理/